軽度者に対する福祉用具貸与（フロー図）

要支援１・２、要介護１の認定を受けている。
（自動排泄装置については要支援１・２、要介護１・２・３）

利用者等告示第３１号のイに対応する基本調査の結果に該当しない。（別紙参照）

下記のうちいずれかに当てはまる。

ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に利用者等告示第３１号のイに該当する者

ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第３１号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的な判断から利用者等告示第３１号にイに該当すると判断できる者

上記の内容に該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されていることを主治医に確認し、サービス担当者会議を行ってください。

申請に必要な書類一式を市へ提出してください。

次のいずれかに該当する。

（１）利用者等告示第３１号のイに対応する基本調査の結果に該当する。（別紙参照）
（２）レンタルする種目が車いす及び車いす付属品もしくは移動用リフト

（１）の場合
申請書等の作成は不要です。

（２）の場合
申請書等一式を作成し事業所で保管。
茂原市から提出依頼があった場合提出してください。

該当しない場合、給付の対象にはなりません。